

国際的なルール

地域など	国際機関による指針・報告書・勧告等		専門家集団による指針・報告書・勧告等		備考	
	年	名称	年	名称		
ヨーロッパ	1986	ヒト胚と胎児の診断、治療、科学、工業、商業目的での利用について (On the use of human embryos and foetuses for diagnostic, therapeutic, scientific, industrial and commercial purposes)	作成主体 欧州評議会議員会議 *2) (Parliamentary Assembly of the Council of Europe)		Journal of neurology 242, 1994, pp.1-13 より引用。 <a href="http://assembly.coe.int/Documents/AdoptedText/ta86/EREC1046.htm">http://assembly.coe.int/Documents/AdoptedText/ta86/EREC1046.htm</a> で参照可 (2005年2月7日現在)	
ヨーロッパ	1988	ヒト胚および胎児に関連する科学研究についての報告書 (Report on scientific research relating to the human embryo and foetus)	作成主体 欧州評議会議員会議 *2) (Parliamentary Assembly of the Council of Europe)、科学技術委員会 (Committee on Science and Technology)		Journal of neurology 242, 1994, pp.1-13 より引用	
ヨーロッパ	1989	ヒト胚と胎児の科学研究目的での利用について (On the use of human embryos and foetuses for scientific research)	作成主体 欧州評議会議員会議 *2) (Parliamentary Assembly of the Council of Europe)		Journal of neurology 242, 1994, pp.1-13 より引用。 <a href="http://assembly.coe.int/Documents/AdoptedText/ta89/EREC1100.htm">http://assembly.coe.int/Documents/AdoptedText/ta89/EREC1100.htm</a> で参照可 (2005年2月7日現在)	
				1989	胎児組織移植に関する世界医師会声明 (World Medical Association Statement on Fetal Tissue Transplantation)	世界医師会 (World Medical Association) <a href="http://www.wma.net/e/policy/f7.htm">http://www.wma.net/e/policy/f7.htm</a> で参照可 (2005年2月7日現在)。 日本医師会編『国民医療年鑑平成元年度版』春秋社、1990年、pp.207-209 および河野友信、平山正美編『臨床死生学事典』日本評論社、2000年、pp.299-301 および生命倫理と法編集委員会編『生命倫理と法』太陽出版、2003年、pp.40-41に日本語訳。

ヨーロッパ	2002 *4)	ヒト胚の利用と胎児組織移植に関する倫理ガイダンス (Ethical guidance on the use of human embryonic and fetal tissue transplantation)	欧州委員会生物医学プロジェクト (EC BIOMED Project)	1994 *4)	実験的および臨床的神経移植と研究のためのヒト胚もしくは胎児組織使用の倫理指針 (Ethical guidelines for the use of human embryonic or fetal tissue for experimental and clinical neurotransplantation and research)	国際産科婦人科連合 (International Federation of Gynecology and Obstetrics) ヨーロッパ中枢神経系移植・修復ネットワーク (NECTAR: Network of European CNS Transplantation and Restoration)	http://www.figo.org/で参照可 (2005年2月7日現在) http://www.nesu.nmphy.lu.se/nectar/eth.1.htmlでも参照可 (2005年2月7日現在) Journal of neurology 242, 1994, pp.1-13
ヨーロッパ	1992 *5)	胚性、胎児性組織を治療、臨床用途に用いるための指針 (Guidelines for the Use of Embryonic or Fetal Tissue for Therapeutic Clinical Applications)					http://web.inter.nl.net/hcc/gewi/biomed/WIVdocuments.htmで、このガイダンスに先立つ意識調査等の結果も含めて参照可 (2005年2月7日現在)

NECTAR(Network of European CNS\*3) Transplantation and Restoration)は、ヨーロッパ11ヶ国の13の団体によって1991年に結成された研究者の組織。

- \* 1) 2005年2月時点で把握したもの
- \* 2) 外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/>) の訳にならった。
- \* 3) central nervous system (中枢神経システム) の略
- \* 4) 平成15年度総括報告書に邦訳を掲載。
- \* 5) 平成16年度総括報告書に邦訳を掲載。

#### IV. 研究成果の刊行に関する一覧表

著者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻名	頁	出版年
玉井真理子	「中絶胎児組織の研究利用 ーアメリカでのモラトリア ム時代」	千葉大学先端技 術と倫理企画委 員会編『環境・ 生命・科学技術 倫理研究VIII』	第VIII巻	63-90	2003年
玉井真理子編	『胎児組織の研究利用をめ ぐる倫理問題』	保健計画総合研 究所			2005年 刊行予定
玉井真理子 ほか編	『資料で読む現代シリー ズ：胎児編』	法政大学出版局			2005年 刊行予定
加藤太喜子	「利用に先立つ胎児の地位 ーイギリスにおける胎児組 織ガイドラインの変遷から」	生命倫理 (投稿中)			
田代志門	「生命倫理政策と『宗教の 声』ー米国のクローン・幹細 胞研究をめぐる議論から」	福音と世界	第52巻 第12号	42-47	2004年
永水裕子	「ヒト受精胚からのES細胞 樹立に関するアメリカ合衆 国の政策」	上智法学論集	第48巻 3・4号		2005年3月 刊行予定
平塚志保	「人倫研プロジェクト」ワー キンググループ・提言「身体 組織の利用等に関する生命 倫理基本法」(1) 提言・そ の1「生殖関連問題・生命倫 理基本法(中), 1-2」「胎 児(ないし懐胎・出産関連組 織)」	北大法学論集	第55巻 第6号		2005年3月 刊行予定
森 芳周	「死亡胎児の組織利用をめ ぐる倫理的問題」	医療・生命と倫 理・社会	第2号	6-12	2003
森 芳周	「ヒト胚の道徳的地位をめぐ る論証の検討」	医療・生命と倫 理・社会	第3号	119- 129	2004
森 芳周	「スイス幹細胞研究法の成立 経緯」	医療・生命と倫 理・社会	第4号	41-67	2005

---

厚生労働科学研究費補助金 ヒトゲノム・再生医療等研究事業  
ヒト胎児組織の供給システムのあり方と胎児組織提供コーディネーターの役割に関する研究

平成15年度～平成16年度 総合研究報告書

(H15-再生-022)

主任研究者 玉井 真理子

発行日 平成17(2005)年3月

研究班事務局 信州大学医学部保健学科玉井研究室

Tel/Fax : 0263-37-2396 e-mail : mtamai@gipac.shinshu-u.ac.jp

印刷・製本 (協) 高速印刷センター

(札幌市手稲区曙2-5-2-48 TEL (011) 683-2231)

---